

令和8年度「早島町自主文化事業 シネマ・コンサート」業務委託  
プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、令和8年度に開催予定である「早島町自主文化事業 シネマ・コンサート」の業務委託に関して、豊富な専門知識、実績及び応用力のある最適な事業者を特定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 令和8年度「早島町自主文化事業 シネマ・コンサート」  
実施業務
- (2) 実施日 令和8年8月15日（土）  
令和9年3月20日（土）
- (3) 実施場所 早島町町民総合会館「ゆるびの舎」文化ホール
- (4) 提案上限額 金2,653,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 業務仕様 令和8年度「早島町自主文化事業 シネマ・コンサート」  
業務委託仕様書（以下「仕様書」という）による

3 特定方法

公募によるプロポーザル方式により特定する。

4 スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表（公告）	令和8年4月9日（木）
質問の受付期間	令和8年4月9日（木）から 令和8年4月16日（木）まで
質問の回答期限	令和8年4月24日（金）正午
会場・設備確認等	令和8年4月21日（火）9時から 令和8年4月22日（水）17時まで ※希望する者は、上記の期間内で調整の上、確認すること
参加表明書の提出期限	令和8年4月24日（金）17時まで
企画提案書の提出期限	令和8年4月28日（火）17時まで
第一次審査 （4者以上の参加表明があった場合）	企画提案書の提出期限からヒアリング審査会の実施日の前日の間
ヒアリング審査の実施・選考	令和8年5月8日（金）
結果発表（公表・通知）	令和8年5月15日（金）
契約締結	令和8年5月下旬

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

## 5 応募資格

- (1) 早島町プロポーザル方式実施要綱（平成22年9月15日要綱第13号）第5条に規定する参加資格要件を満たす者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (3) 過去に類似するイベントの企画及び運営の実績を有する者で、業務に関し十分な履行能力を有すると認められる者

## 6 実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和8年4月9日（木）から令和8年4月24日（金）まで  
9時～17時（閉館日を除く）
- (2) 交付場所 早島町町民総合会館「ゆるびの舎」1階事務所
- (3) 交付方法 実施要領等は、1者に各1部を交付する。  
また、当該資料は早島町ホームページからも入手できる。

## 7 参加表明書（様式1）の提出

- (1) 提出期限 令和8年4月24日（金）17時
- (2) 提出場所 下記16の場所による
- (3) 提出方法

提出期限までに必ず早島町町民総合会館「ゆるびの舎」に持参又はメール、FAX、郵送による方法により提出すること。持参以外の場合はそれぞれの提出期限内に必着とし、提出後、電話にて確認連絡をすること。

## 8 質問及び回答

- (1) 実施要領等に関して質問がある場合は、質問書（様式2）を作成し、質問の受付期間内に下記16の問合せ先に電子メールにて提出すること。なお、軽微な内容については、電話等にて確認することも認める。
- (2) 質問に対する回答は、原則、質問の回答期限までにメールにて行う。ただし、回答をすることが不相当と判断される内容については回答しないことがある。

## 9 企画提案書（任意様式）の提出

- (1) 提出期限 令和8年4月28日（火）17時まで
- (2) 提出場所 下記16の場所による
- (3) 提出方法

提出期限までに必ず早島町町民総合会館「ゆるびの舎」に持参又はメール、FAX、郵送による方法により提出すること。持参以外の場合はそれぞれの提出期限内に必着とし、提出後、電話にて確認連絡をすること。

(4) 提出部数

10部提出（委員7部，事務局3部）とする。

(5) 提出資料

ア 業務実績

会社概要

同種・類似事業の実績一覧（業務名，発注者，業務の概要等）。なお，本業務遂行のため，社外の事業者等の協力を求める場合のみ，協力事業者ごとに作成すること

イ 業務担当体制

総括責任者及び主任担当者・技術者等の経歴（同種・類似業務実績）

ウ 業務実施方針

仕様書に基づいた内容について記載すること

エ 工程計画

オ 本業務への提案・意見

カ 見積金額及び積算内訳

(6) 書式等

参加表明書以外の技術提案書は，A4サイズ両面使用15枚以内程度（表紙1ページ，できるだけカラーで表示，ただし，業務実績は15枚以内程度に含まないこととする）で作成し，提出すること。文字の大きさは12ポイント程度を標準とする。

10 審査及び特定

(1) 審査

審査委員会は，参加表明した者を対象に企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し，最優秀者1者，次点者1者を選定する。なお，審査方法については，書面による審査等に変更となる場合があり，審査方法が変更となる場合は，予め参加表明した者に，その旨，通知するものとする。

ア 日時 令和8年5月8日（金）

※時間については追って通知する。

イ 場所 早島町町民総合会館「ゆるびの舎」2階研修室

ウ 出席者 統括責任者を含む3名以内

エ 技術提案書に基づき1者30分（プレゼンテーション20分，質疑応答10分）のヒアリング審査を行う。

※ プレゼンテーションの順番については，早島町にて抽選のうえ，決定する。

※ プレゼンテーションは，提出した技術提案書を使用し，実施すること。

※ 参加申込が多数（4者以上）あり，審査に著しく支障が生じることが見込まれる場合には，審査委員会にて書面等による第一次審査を行い，その結果をプレゼンテーション及びヒアリング審査までに書面にて通知するものとする。

## (2) 特定

審査委員会にて別途定める基準により審査を行い，最も評価が高かったものを受託候補者とし，次に評価の高かったものを次点者として特定する。

## 11 評価基準（概要）

評価項目	評価基準
見積価格	提案価格に対する評価
会社概要、業務実績	技術力，組織体制，類似業務の経験
業務実績体制	管理技術者及びスタッフの人員配置（経験年数，同種業務の履行実績），現在手持ちの業務（その他業務）
基本方針	業務実施に当たっての考え方，姿勢
プレゼンテーション	提案の説明能力，業務への意欲・姿勢，質疑に対する応答，コミュニケーション能力
業務内容	企画，立案能力，計画性，実行性，町や事業への理解度，独自提案の有益性

## 12 審査結果

審査結果は，文書にて参加表明書等の提出者全てに郵送し，町ホームページで公開し，審査結果について異議申し立ては認めない。

## 13 参加報酬の有無

参加表明書等の作成に係る費用は提出者の負担とし，参加報酬（報償費）等は支払わない。

## 14 業務契約

- (1) 契約候補者特定後，契約条件等について本町と受託候補者との協議し，提案上限金額の範囲内で契約を締結する。
- (2) 受託候補者が早島町プロポーザル実施方式要綱第5条に規定する条件に該当しないと認められたとき，協議が不調となったときは，次点者と契約締結に向けた交渉を行う。この場合において，受託候補者に生じる損害については，町は一切の責を負わない。
- (3) 契約書は，作成を要するものとする。
- (4) 契約保証金は，免除とする。
- (5) 契約方法は，随意契約とする。

(6) 委託料は、町が算出した金額以内とする。委託料の支払いについては、業務完了後に検査を行い、適正な請求書に基づき支払うものとする。

## 15 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 本業務内容は、変更する場合がある。
- (3) 業務に必要と認められる関係資料は閲覧又は貸与する。
- (4) 提出書類は、早島町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月15日条例第1号）に基づき開示することがある。

## 16 問合せ先

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟370番地1

早島町町民総合会館「ゆるびの舎」

担当：堀，八木

TEL：086-482-4800 FAX：086-482-4802

メールアドレス [yurubi@town.hayashima.lg.jp](mailto:yurubi@town.hayashima.lg.jp)